

第 号

令和 年 月 日

殿

税務署長

印

酒 類 製 造 業

酒 母 販 売 (代 理 ・ 媒 介) 業

も ろ み

酒 類 製 造 業

酒 母 販 売 (代 理 ・ 媒 介) 業

も ろ み

令和 年 月 日付で申告のあった 番 の 酒 母 販 売 (代 理 ・ 媒 介) 業

の事業譲渡については、下記の理由により、酒税法第19条第2項の規定の適用はなく、あなたは譲渡者が受けてい

た 酒 類 製 造 業 免 許 を 受 け た も の と は み な さ れ ま せ ん の で 通 知 し ま す 。

酒 母 販 売 (代 理 ・ 媒 介) 業

も ろ み

記

記載要領

製造免許については、標題及び本文中「酒 類 酒 母 販 売 (代 理 ・ 媒 介) 業」とある箇所は、免許の区分に応じて、「清酒」、「ウイスキー」等と記載する。